

# ご利用にあたっての手続き

## 1. 入所手続き

### (1) 提出書類について

保育所利用希望者は、以下の①、③～⑬の書類を第一聖和保育所へ提出をお願いします。

#### 【書類内容】

- ① 保育所利用申込書兼同意書
  - ② 第一聖和保育所 利用のしおり（当しおり）
  - ③ 入所申込書
  - ※④ 保育資料
  - ※⑤ 健康の記録
  - ※⑥ 健康診断表  
(就学児は※④、※⑤、※⑥の提出の必要はございません。代わりに『★児童の記録』)をご提出ください。)
  - ⑦ 緊急時持出表
  - ⑧ 個人情報の取り扱いに関する同意書・承諾書
  - ⑨ 利用予定表
  - ⑩住民税非課税世帯証明書（課税証明書等居住市町村が発行する証明書）→無償化対象者のみ  
《医師記入必要資料》
  - ⑪ 保育所における食物アレルギー生活管理指導表 ※1
  - ⑫ 健康診断書（⑥に記載していただいてもかまいません）※2・3
  - ⑬ 食材目安表（※0・1歳児のみ食べたことのある食材に○をつけて提出下さい）
- ※1 保育所にてアレルギー対応が必要な場合は、あらかじめその旨を医師に記入いただき、ご提出願います。
- ※2 備考欄等に、必ず医師による集団保育の可否が記入されたものをご提出下さい。
- ※3 直近 3 ヶ月以内の健康診断を受診した記録がある場合は、その受診記録を代用していただいてもかまいません。

## (2) 親子面談

保育所利用希望者は、保育所にて親子面談を行います。日程と場所については、保育所より保護者へご連絡します。

上記の書類を面談当日に母子健康手帳とともに保育所へご持参下さい。  
親子面談終了後、慣らし保育についてのご相談を受け付けさせていただきます。

## (3) 入所決定通知

本部総務部より送らせていただきます。

## 2. 利用料 購入用品

保護者の負担する保育費用（料金は状況によって変更する場合があります）

### (1) 基本保育料/児童1人

1回あたりの保育料

- ・1日5時間以上 700円
- ・半日（5時間未満） 400円
- ・夜間保育 1,000円

※ 一ヶ月の負担上限額は10,000円とする。

※ 保育料は毎月21日から翌月20日までの利用分について、利用実績に基づき上記の保育料で計算を行います。また、その際の保育料は、一ヶ月の負担上限額を超えないこととします。

### (2) 購入用品

戸外用帽子（任意） 500円

### 3. 保育時間の予約

#### (1) 保育時間

保護者は毎月16日までに21日～翌月20日までの保育時間（延長時間も含む）を「児童利用予定表」に記入し保育所へ提出してください。保育者のシフト作成のため、期限までに必ずご提出下さい。

※ 定員の都合上、保育時間の変更をお願いする場合があります。

※ 就業日以外のご利用は出来ません。

#### (2) 予約の変更及びキャンセル

予約内容に変更及びキャンセルがある場合、原則として利用日の4日前までに必ず保護者が直接保育所にご連絡下さい。

※お仕事の都合による当日のお預かり受け入れ可否については、必ず事前にお電話でお問合せください。

#### (3) 当日の欠席・遅刻・時間変更について

保育者の手配に影響を及ぼす場合がありますので、必ず保育所に予約時間までにご連絡願います。

### 4. 保育実績の確認

#### (1) 日々の確認

保護者は保育所の入り口付近にて「月次児童利用予定表」に登所・降所時刻を記入して下さい。

### 5. 退所

退所される場合は、退所希望予定日の1ヶ月前までに保育所までご連絡をお願いします。また、以下に該当する場合聖和保育所の今後の利用継続についてお話しさせていただきます。

- ・保育所への申告なしに、欠席、遅刻、時間変更（当日含む）が数回された場合
- ・休日（就業日以外）に、就業日として保育所を利用した場合
- ・医療法人錦秀会、当保育所、保育受託団体、もしくはその他の利用者（保護者・乳幼児）に対して重大な背信行為を行った場合

### 6. 長期欠席について

- ・長期欠席する場合は速やかに保育所にお申し出ください。

## 7. その他

- 保育所及びその職員、及び医療法人錦秀会は、保育所及びその職員の責めによらない事由または児童の疾病や障がい起因して発生した事態に対しては、責任を負わないこととします。
- 保育所は、当施設の利用にかかる重要な内容に変更があった場合、その内容について保護者に説明します。
- 保護者は、届出事項に何らかの変更があった場合は速やかに保育所に変更があったことを書面で連絡して下さい。
- 台風や地震による自然災害など、やむを得ない事由により保育所を一時休園することがあります。
- やむを得ない事由により保育所が中、長期的に休所や閉所となる場合、保護者に対して3ヶ月間の予告期間を置いて理由を文書で明示し、口頭で説明した上で、利用契約を解除することができるものとします。